

麹町 税務署長  
30年 4月 10日提出

# 相続税の申告書

FD3557

相続開始年月日 29年12月 1日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人	
フリガナ (被相続人) ソウソウタロウ		ソウソウハナコ	
氏名	相続太郎	相続花子 ⑧	
個人番号又は法人番号		!個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。	
生年月日	昭和22年 4月 1日 (年齢 70歳)	昭和24年 5月 1日 (年齢 68歳)	
住所 (電話番号)	東京都〇〇区相続町1丁目2番3号	〒 999-1111 東京都〇〇区相続町1丁目2番3号 ( 99 - 9999 -9999 )	
被相続人との続柄	無職	妻	無職

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※整理番号

課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	2030000000	円	取得財産の価額 (第11表③)	①	1015000000	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②							
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③		3000000				1500000	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④		200000000				100000000	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤							
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		200000000	←A			100000000	

法定相続人の数 3人 遺産に係る基礎控除額 480000000円 ⑦ 左の欄には、第2表の②欄の⑧の人数及び⑧の金額を記入します。

相続税の総額 ⑦ 270000000円 左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。

各人の算出税額の計算	一般の場合 (⑩の場合を除く) 算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	270000000	円	一般の場合 (⑩の場合を除く) 算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	135000000	円
農地等納税用算出税額 (第9表)	⑩							
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥)	⑪							

各人の納付	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬	135000000	円	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬	135000000	円
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭							
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮							
相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯							
外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰							
計	⑱		135000000				135000000	

差引税額 (⑩+⑪-⑬) 又は (⑩+⑪-⑬) (赤字のときは0) ⑲ 135000000円

相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧) ⑳ 0円

医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B) ㉑ 0円

小計 (⑲-⑳-㉑) (黒字のときは100円未満切捨て) ㉒ 135000000円

農地等納税猶予税額 (第8表2⑦) ㉓ 0円

株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩) ㉔ 0円

山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧) ㉕ 0円

医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A) ㉖ 0円

申告納税額 (申告期限までに納付すべき税額) ㉗ 135000000円

還付される税額 (㉗-㉘-㉙) ㉚ △

申告区分 年分 グループ番号 補完番号 補完番号

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

管理補完 確認

⑧ 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

(資4-20-1-1-A4統一) 第1表 (平29.7)

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

第1表 (平成29年分以降用) (注)

②欄の金額が赤字となる場合は②欄の左端に△を付してください。なおこの場合で、②欄の金額のうち贈与税の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署 信付印 年月日 (確認者印)

# 相続税の申告書(続)

FD3558

※申告期限延長日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		フリガナ	
氏名		相続一郎	
個人番号又は法人番号			
生年月日		昭和58年 6月 1日 (年齢 34歳)	
住所 (電話番号)		〒 888-1111 東京都〇〇区増与2丁目3番4号 (99 - 9999 -9998)	
被相続人との続柄	職業	長男	会社員
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号			
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表⑤)	50750000	円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)		
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	750000	
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	50000000	
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)		
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	50000000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数		
	遺産に係る基礎控除額		
	相続税の総額		
	一般の場合 (⑩の場合を除く) (あん分割合 (各人の④) 算出税額 (⑨) ×各 (⑧) の⑧)	0.25	
	農地等納税猶予を受ける場合 (算出税額 (第9表) ⑩)		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥)		
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2A)		
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)		
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)		
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)		
	相次相続控除額 (第7表③又は④)		
	外国税額控除額 (第8表1⑧)		
	計		
	差引 (⑨+⑪-⑬) 又は (⑨+⑪-⑬) (赤字のときは0)	6750000	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)		00
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)		
	小計 (⑬-⑭-⑮-⑯) (黒字のときは100円未満切捨て)	6750000	
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)		00
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)		00
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)		00	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)		00	
申告税額 (申告期限までに納付すべき税額) (⑳-㉑-㉒-㉓)	6750000		
還付される税額 (㉑-㉒-㉓)	△		
申告区分	年分	グループ番号	補完番号
名簿番号	申告年月日	管理補完	確認
		検算印	管理補完
			確認

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

第1表(続)

(平成29年分以降用)

注

②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑧)があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

# 相続税の総額の計算書

被相続人 相続太郎

第2表 (平成27年分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑤欄及び⑥欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

○この表を修正申告書の第2表として使用するときは、④欄には修正申告書第1表の②欄の⑥④の金額を記入し、⑤欄には修正申告書の第3表の①の②欄の⑥④の金額を記入します。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
④ (第1表) ⑥④)	円 200,000,000	⑤ (第3表) ⑥④)	円 3,000,000 + (600,000 × <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③ 3人</span> ) = 4,800,000	⑥ (②-⑤)	円 152,000,000
		⑦の人数及び⑧の金額を第1表⑨へ転記します。		⑦ (③-⑥)	円 ,000
④ 法定相続人		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人の続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑧ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
相続花子	妻	1/2 76,000,000	15,800,000	,000	円
相続一郎	長男	1/4 38,000,000	5,600,000	,000	円
相続次郎	二男	1/4 38,000,000	5,600,000	,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
		,000		,000	円
法定相続人の数	③ 3人	合計 1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	27,000,000	⑨ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)
			00		円

## 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

# 配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

相続太郎

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) 相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $200,000,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 100,000,000 \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			① ※ 円 160,000,000	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加えられる贈与財産の税額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額(⑤の金額より小さいときは⑤の金額)(1,000円未満切捨て)	円 ※ 円 100,000,000
	101,500,000	③ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	④ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)			
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
円 27,000,000		円 100,000,000		円 200,000,000		円 13,500,000
配偶者の税額軽減の限度額		⑪ (第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (13,500,000円 - 円)		⑬ 円 13,500,000		円 13,500,000
配偶者の税額軽減額		⑭ (⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑮ 円 13,500,000		円 13,500,000

(注)⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分] _____,000円 × _____ = _____円 上記の金額が _____万円に満たない場合には、 _____万円			⑮ ※ 円	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	⑫ 分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑮ 純資産価額に加えられる贈与財産の税額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪-⑫+⑮)の金額(⑮の金額より小さいときは⑮の金額)(1,000円未満切捨て)	円 ※ 円 ,000
	円	⑬ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑭ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)			
⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑱ ⑰の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)
円 00		円		円 ,000		円
配偶者の税額軽減の限度額		⑲ (第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) ( _____円 - _____円)		㉑ 円		円 円
配偶者の税額軽減額		㉒ (⑲の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)		㉓ 円		円

(注)㉓の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

# 生命保険金などの明細書

被相続人

相続太郎

第9表  
(平成21年4月分以降用)

## 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都〇〇区生保町1-2-3	XX生命株式会社	30.2.4	7,500,000 <sup>円</sup>	相続花子
〃	〃	30.2.4	3,750,000	相続一郎
〃	〃	30.2.4	3,750,000	相続次郎
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		

## 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 〔法定相続人の数〕 ( 500万円 × <input type="text" value="3"/> 人 により計算した金額を右の④に記入します。 )		④
			15,000,000 <sup>円</sup>
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}})$	③ 課税金額 (① - ②)
相続花子	7,500,000 <sup>円</sup>	7,500,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>
相続一郎	3,750,000	3,750,000	0
相続次郎	3,750,000	3,750,000	0
合計	⑤ 15,000,000	15,000,000	0

# 債務及び葬式費用の明細書

被相続人

相続太郎

第13表  
(平成21年4月分以降用)

## 1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
				・	円		円
				・			
				・			
				・			
				・			
				・			
				・			
				・			
				・			
				・			
合	計						

## 2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細					負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
氏名又は名称	住所又は所在地					
セレモ〇〇〇	東京都〇〇区相続町2丁目2番4号	29・12・5	3,000,000 <sup>円</sup>	相続花子	1,500,000 <sup>円</sup>	
		・		相続一郎	750,000	
		・		相続次郎	750,000	
		・				
		・				
		・				
合	計		3,000,000			

## 3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	相続花子	相続一郎	相続次郎	
債務	負担することが確定した債務 ①	円	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務 ②					
	計 (①+②) ③					
葬式費用	負担することが確定した葬式費用 ④	3,000,000	1,500,000	750,000	750,000	
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤					
	計 (④+⑤) ⑥	3,000,000	1,500,000	750,000	750,000	
合	計 (③+⑥) ⑦	3,000,000	1,500,000	750,000	750,000	

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。  
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、④及び⑤欄にそれぞれ転記します。